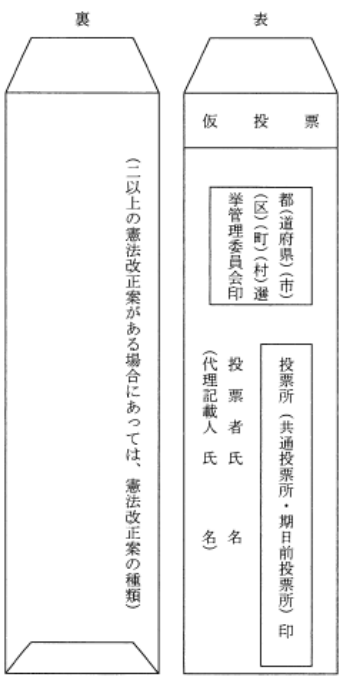
別記第二十二号様式（仮投票用封筒の様式）（第二十二条関係）



備考

一　投票所印は、あらかじめ封筒に左の印章を押し又は印刷しておき、各投票所において投票所名を記入し、これに代えても差し支えない。

投票所

二　共通投票所印及び期日前投票所印については、備考一に準ずる。ただし、二以上の共通投票所を設けない場合又は二以上の期日前投票所を設けない場合には、共通投票所名又は期日前投票所名を記入する必要はない。

三　封筒に押すべき都道府県の選挙管理委員会の印は、都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、都道府県の印又は市区町村の選挙管理委員会の印若しくは市区町村の印をもってこれに代えても差し支えない。

四　不正行為を防止することができる方法で封筒を印刷することができると認められる場合に限り、都道府県の選挙管理委員会は、その定めるところにより、封筒に押すべき都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない。

五　法第六十三条の規定による仮投票に関し法第五十九条の規定により代理投票をさせた場合においては、投票管理者は、封筒の表面に法第五十九条該当である旨を記載しなければならない。

六　令第五十二条第二項又は第三項の場合においては、表面左下段に代理記載人の氏名を記載しなければならない。